

# 健 保 通 達

S U B A R U健康保険組合

## 自損による交通事故により負傷した場合の健康保険証使用について

自損による交通事故は、クルマに乗ること自体が既に社会的責任を負っていることであり、自動車メーカーに勤務する者として、十分に注意しなければなりません。

交通法規も厳しくなっております。健康保険法でも以下のものは全部または一部の保険給付をしない（給付制限）ことになっています。

1. 故意の犯罪行為（例：飲酒による無謀運転等）・・・全部不支給
2. 著しい不行跡（例：無免許運転、飲酒運転等）・・・全部または一部不支給
3. 業務上の事故（例：通勤途中や工作中的の事故）・・・全額不支給（労災適用）

従来は、自損による交通事故により負傷した場合は、飲酒による無謀運転等の他は給付制限はしていませんでした。しかし、健康保険は事業主と組合員の貴重な保険料で賄われており、みだりに使用されるべきものではありません。

自損による交通事故により負傷した場合も、当組合では負傷原因の確認のため、第三者行為と同様、組合に届け出ることにしておりますので、必ずご提出ください。なお、その内容によっては、給付制限（上記1～3）、その他これに準ずる取扱いを行うことがあります。

準ずる取扱いとは、例えば

1. 同一人が2～3回自損事故を繰り返したとき
2. 不注意、運転未熟、居眠り、スピード違反等の原因によるもので、事故の度合いが大きい時等の場合は、付加給付金等を全部又は一部を不支給とするなど、一部損害金として申し受ける取扱いをいいます。

※ 交通安全には注意し、事故のないようにお願いいたします。

以 上